

沖縄県教育委員会訓令の一部改正（スクールカウンセラー等設置規程の一部を改正する訓令）

県立学校教育課

### 1 訓令の概要

児童生徒の不登校、いじめ、その他の問題行動の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有する者をスクールカウンセラー又はこれに準ずる者として学校等に配置するにあたり必要な事項を定めた訓令

### 2 改正の概要

教育相談体制の更なる充実を図るため、各県立学校を巡回するスクールカウンセラーを県立学校教育課に配置できるよう規定の改正を行った。

### 3 施行年月日

平成28年4月1日

### 4 新旧対照表

| 新   | 旧  |
|---|--|
| (設置)  | (設置)   |
| 第1条 児童生徒の不登校及びいじめその他の問題行動の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、 <u>教育庁県立学校教育課、教育事務所及び 県立学校に児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラー及びこれに準ずる者</u> （以下「カウンセラー等」という。）を設置する。   | 第1条 児童生徒の不登校及びいじめその他の問題行動の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため <u>、教育事務所及び沖縄県立高等学校に児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラー及びこれに準ずる者</u> （以下「カウンセラー等」という。）を設置する。  |
| (職務)  | (職務)   |
| 第3条 カウンセラー等は、 <u>教育庁県立学校教育課の課長、教育事務所の所長又は 県立 学校の校長</u> （以下「 <u>課長等</u> 」といふ。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。<br>(1) 児童生徒のカウンセリングに関すること。<br>(2) 教職員及び保護者に対する児童生徒のために必要な助言及び援助に関すること。<br>(3) 児童生徒のカウンセリング等に関する情報の収集及び提供に関すること。<br>(4) 児童生徒のカウンセリング等に関し <u>課長等</u> が必要と認め指示した事項に関すること。 | 第3条 カウンセラー等は、 <u>、教育事務所の所長又は沖縄県立高等学校の校長</u> （以下「 <u>所長等</u> 」といふ。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。<br>(1) 児童生徒のカウンセリングに関すること。<br>(2) 教職員及び保護者に対する児童生徒のために必要な助言及び援助に関すること。<br>(3) 児童生徒のカウンセリング等に関する情報の収集及び提供に関すること。<br>(4) 児童生徒のカウンセリング等に関し <u>所長等</u> が必要と認め指示した事項に関すること。 |
| (勤務条件)  | (勤務条件)   |
| 第7条 カウンセラー等の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、 <u>課長等</u> が別に定める。<br>2 カウンセラー等の勤務場所及び勤務時間は、 <u>課長等</u> が別に定める。  | 第7条 カウンセラー等の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、 <u>所長等</u> が別に定める。<br>2 カウンセラー等の勤務場所及び勤務時間は、 <u>所長等</u> が別に定める。   |
| 附 則   |  |
| この訓令は、平成28年4月1日から施行する。  |  |